

第九管区海上保安本部公示第24号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年6月29日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県県央土木総合事務所

住 所 石川県金沢市直江南2丁目1番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 かほく市大崎～河北郡内灘町字向栗崎地内（下図に示すとおり）

期 間 令和8年7月中旬から令和9年3月25日 までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

RTK-GPSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

